

益城町起業創業事業費補助金について

事業概要

益城町で新たに起業する方に、必要な経費の一部を支援します。

1 補助対象者

中小企業基本法に定める「中小企業者」のうち、以下に該当するもの

起業

補助対象期間中に、個人開業又は会社を設立するもの。
※補助対象期間：交付決定日から当該年度末

- ・事業計画書の作成に当たり、益城町商工会からの指導を受ける必要があります。
- ・事業完了までに、益城町商工会または熊本県商工会連合会が開催する**創業セミナー等の受講が必須**となります。
- ・事業終了後、益城町で新たに起業した方として益城町ホームページに掲載させていただきます。

ただし、以下事業は対象外となります。

- ①農林漁業 ②株式会社日本政策金融公庫の融資非対象業種
- ③みなし大企業

2 補助率・補助上限額

補助率 **1/2**以内 補助上限額 **100**万円

※予算限りの事業となります。

3 補助対象経費

改修費、設備費（1件あたり3万円以上50万円未満（消費税除く））、官公庁への申請書類の作成等にかかる経費、知的財産権等関連経費、広報費 等

※交付決定前の購入等は、補助対象となりませんのでご注意ください。

※事業完了年度の翌年から3年間は事業報告等を町が求める場合がございます。

4 問い合わせ先

益城町 産業振興課商工観光係

TEL 096-289-8307

詳細につきましては、こちらまでお問い合わせください。

